

新型コロナウイルス感染症の影響に対応した
～ 漁業・水産加工業における労働力の確保～

漁業・水産加工業における人手不足解消
の取組を支援します。

外国人技能実習生



新型コロナウイルス
の影響で入
国出来ない



国内人材を雇用



賃金の掛り増
しを助成

【補助対象】: 受入れを予定していた外国人技能実習生等が入国できなかったこと等により人手不足となった漁業・水産加工業等の経営体

【対象経費】: 当初受入れを予定していた外国人技能実習生等の代わりとして、地域の作業経験者等の国内人材を雇用するにあたり必要となった掛かり増し賃金、及び掛かり増し傷害保険料

【補助率】: 対象経費の1/2以内

【要件等】: ①当初受入れを予定していた外国人技能実習生等が入国できなかったことなどにより人手不足となった経営体であること
②対象は受入れを予定していた外国人技能実習生等の人数の範囲内

【必要書類】: 受け入れる予定であったことを示す書類
(技能実習計画書や雇用契約書など)

お問い合わせ

【申請窓口】 全国水産加工業協同組合連合会 03-3662-2040
ホームページ <http://www.zensui.jp>

問い合わせ

【お問合せ先】 水産庁 企画課 03-6744-2340
加工流通課 03-6744-2349

～ 労働力の確保FAQ～

よくあるご質問について

Q1：事業期間について、月の締め切り日が月末でないときはどのように考えればよいでしょうか。

A1：例えば、4月分給与が、3月21～4月20日の場合は、その期間を4月分として考えてください。

Q2：事業期間が3ヶ月というのは、実習生1名に対し、3か月分が該当するという事ですか？

A2：そのとおりです。ただし、4月と6月に入国できなく、代替りの国内人材を入れる場合、事業所様の期間は、4月～6月と6月～8月となります。

Q3：国内人材等の雇用が困難であることから、実習生が行う予定の業務内容を、現在の従業員が代わって行ったり、残業等にて対応している場合は、該当しますか？

A3：該当となりません。
新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって人手不足となった水産加工業者が国内人材等を雇用する場合の掛かり増し経費の一部を助成するものであるため、国内人材等を新たに雇用していないことから該当しません。

Q4：国内雇用者の時間給の算出方法は、どのように計算しますか。
例えば、月給20万円で雇用する場合、または、する予定の場合は、どのように計算すればよいですか？

A4：月給で雇用されている場合は、該当の3か月分の基本給を勤務日数と勤務時間で除して計算してください。※ 残業分は含まれません。

Q5：複数の工場や事業所がある場合は、場所ごとに申請が必要ですか？

A5：法人単位で申請をお願いいたします。月ごとの人数と金額を申請していただきます。但し、所在地が異なるときは、明細表に明記してください。

Q6：これから国内の人材を雇用する予定ですが、雇用できるかどうかわかりません。申請しても良いですか？

A6：雇用する予定があれば、その予定する雇用条件の内容で申請をしてください。

Q7：外国人技能実習生等の代わりとして雇用する「国内人材等」とは、日本人という意味ですか？

A7：日本人に限りません。
日本国内にいる人材であれば、日本の方でも外国の方でも対象となります。